

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	国民年金事務重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年7月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表46、116、128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部国民年金課
②所属長の役職名	国民年金課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者、被保険者のうち保険料免除等を申請する者の世帯主及び配偶者、受給権者
その必要性	国民年金の資格取得、喪失の届出、保険料免除等の申請書、裁定請求書の受理等の国民年金事務を行う上で、被保険者等の4情報、世帯構成、所得状況等を把握することにより、正確な国民年金被保険者情報の管理を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するため 2. 4情報・連絡先・その他住民票関係情報 ①対象者を正確に特定するため ②被保険者からの届出の際住所等を確認するため ③転出、死亡などの情報による資格喪失処理を行うため ④本人への連絡等のため 3. 地方税関係情報: 保険料免除等の申請、各種給付の裁定請求の受付時に要する確認のため 4. 年金関係情報: 国民年金事務を行うため 5. その他の情報に関しては国民年金法に基づき、適正に日本年金機構への進達及び厚生労働省に報告するうえで法定化されている
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	市民生活部国民年金課(日下行政サービスセンター 四条行政サービスセンター 中鴻池行政サービスセンター 若江岩田駅前行政サービスセンター 楠根行政サービスセンター 布施駅前行政サービスセンター 近江堂行政サービスセンター)

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	国民年金法に基づき、各種届出、申請等の日本年金機構への進達並びに厚生労働省への報告が法定化されている								
④使用の主体	使用部署	市民生活部国民年金課(日下行政サービスセンター 四条行政サービスセンター 中鴻池行政サービスセンター 若江岩田駅前行政サービスセンター 楠根行政サービスセンター 布施駅前行政サービスセンター 近江堂行政サービスセンター)							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金被保険者の資格、喪失等の情報を管理 ・保険料免除等申請の受理、世帯・所得情報などの審査 ・裁定請求等の受付、所得情報などの審査 ・被保険者・受給権者の承認結果等の入力 ・日本年金機構への進達及び厚生労働省への報告 								
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・資格に関する申請と、住民基本台帳関係情報を突合し、資格情報を確認する ・地方税関係情報と被保険者及びその同一世帯員の基本4情報等の住民基本台帳情報を突合し、所得額等を確認 ・日本年金機構から送付される処理結果の一覧による情報と国民年金システムにおける受付情報を突合し、処理結果を確認 							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
①委託内容	国民年金システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に承認する
	⑥再委託事項	国民年金システムの運用・保守業務のうち、特に専門的な知識・技術を要するもの
委託事項2～5		
委託事項2		
①委託内容	共通基盤システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社NTTデータ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に承認する
	⑥再委託事項	共通基盤システムの運用・保守業務のうち、特に専門的な知識・技術を要するもの
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (2) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2
②提供先における用途	・国民年金被保険者異動情報の確認 ・保険料免除等の審査、決定 ・老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の裁定請求の審査、決定 ・保険料免除等や各種給付の審査、決定のための所得情報の確認
③提供する情報	・国民年金被保険者異動情報 ・保険料免除等、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者にかかる異動があった者 ・保険料免除等、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の裁定請求した者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を經由して行う)
⑦時期・頻度	月3回 または日本年金機構から照会を受けた場合は都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	生活福祉室 生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務
③移転する情報	国民年金資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

拠出年金業務

・住所・方書・氏名・口座名義人氏名・性別・生年月日・配偶者氏名・配偶者生年月日・支所・基礎年金番号・異動コード・配偶者基礎年金番号・住所コード・口座預金種別・銀行コード・支店コード・口座番号・口座開始年月・当月コード・現況コード・免除マーク・外人マーク・無年金コード・特処コード・資格取得年月日・資格喪失年月日・任意加入コード・制度コード(年金の種類)・法免申免付加(始期年月、終期年月、区分)・各月納付記録(状況、区分、納付年月、種別)・当月件数・当月金額・当月分累計件数・当月分累計金額・還付コード・60才該当月・納付書コード・市民税通知書番号・所得税課税の有無コード・総所得合計額・特別障害者コード・障害者コード・高齢者コード・寡婦コード・寡夫コード・勤労学生コード・控除対象配偶者コード・家族障害者数・扶養数・老人扶養数・同居老親扶養数・市民税額・納税義務者氏名・非課税区分・国保被保険者氏名・国保資格取得年月日・国保資格喪失年月日・国保資格喪失理由・賦課月・住基宛名番号・住外区分・送付先区分・電話番号・世帯コード・異動事由・異動年月日・届出年月日・住登区分・世帯主氏名・続柄・学生コード・給付年金種別・給付年金記号番号・給付開始年月・給付消滅年月・喪失予定年月・加入可能年月・資格発生年月・口座納付方法・口座廃止年月・口座変更年月・口座受付年月日・手帳再交付理由コード・手帳再交付年月日・任意脱退承認年月日・不在発生判明事由コード・裁定受付年月日・生保開始年月・生保廃止年月・厚生年金記号番号・協力者の住所・協力者の氏名・協力者届出年月日・混合世帯登録サイン・経過記録・誤検認期間・誤検認金額・誤検認理由コード・過誤納期間・過誤納理由・過誤納金額・充当金額・過誤納処理年月日・還付期間・還付金額・還付受付番号・還付請求者氏名・還付受付年月日・還付支払年月日・付加加入辞退理由コード・法定免除受付年月日・法定免除整理番号・法定免除理由コード・法定免除決定停止コード・法定免除進達年月日・法定免除消滅受付年月日・申請免除受付年月日・申請免除整理番号・申請免除決定停止コード・申請免除進達年月日・納組事務組合コード・納組事務組加入該当年月・納組事務組脱退該当年月・裁定請求受付区分・固定資産税課税年度・固定資産評価額・税統一番号・特別徴収・普通徴収区分コード・専従者給与収入額・専従者給与支給総額・特別控除前合計所得金額・勸奨年月日・勸奨方法・勸奨応対者コード・勸奨実施結果コード・勸奨追跡結果コード・整理番号・回答状況(回答年月日、回答方法、回答状況コード)・国保被保険者番号・国保収納状況(消込年月日、収納額、調定額)・不着理由コード・不在報告コード・不在判明コード・厚生年金加入期間・厚生年金加入月数・配偶者厚生年金加入期間・配偶者厚生年金加入月数・学特区分・所得額・所得控除額・税額(市市民税額・年税額・所得割額・均等割額)・特別控除前合計所得金額・合計所得金額・控除額合計額・特定扶養親族数・国籍・扶助の種類・国民年金資格及び納付記録状況・国民年金未納者カード・不着整理リスト・適用対象者カード・表示画面出力シート・受付場所・エラーコード・エラー内容・該当年月日・仮受付年月日・継続区分・継続申請・決定年月日・辞退年月日・死亡年月日・取得理由・種別コード・消滅年月日・審査順番・申請区分・進達コード・進達年月日・喪失予定年月日・喪失理由コード・送付先方書・送付先氏名・送付先住所・適用区分・転出先住所・転入年月日・届出コード・届出年月日・年度・判定不能理由・保留区分・免除開始年月・免除区分・免除終了年月・免除状態・免除理由・申出年月日・郵便番号・個人番号・受付区分・配偶者性別・処理件数・産前産後免除期間・開始月・終了月・単胎多胎区分・出産(予定)年月日

障害基礎年金業務

・記号番号・住基宛名番号・氏名・生年月日・郵便番号・住所・送付先・前住所・配偶者氏名・配偶者住基宛名番号・電話番号・異動年月日・支給停止理由・支給停止期間・受付日・公的年金の種類・公的年金の記号番号・届出人区分・届出人氏名・届出人続柄・届出人住所・届出人電話番号・最終支払日・裁定年月日・支給開始年月・喪失年月日・喪失理由・障害種別・障害等級・有期年月・所得該当年度・扶養人数・老人扶養人数・特別障害者人数・その他障害者人数・特定扶養人数・所得額・所得制限額・控除額・所得制限コード・判定結果・現況届受付日・加算対象児童氏名・加算対象児童の住基宛名番号・加算対象児童の生年月日・加算対象児童数・続柄・同居別居の別・障害の有無・更正決定日・異動理由・異動事由・所得該当コード・公的年金の有無・支給区分・前年の支給区分・現況届の有無・進達年月日・審査決定日・作成日・方書・住登区分・送付先区分・年金額・所得制限コード・異動コード・現況届該当年度・現況届受付日・性別・改定月・受付理由・現況届の有無・支給停止理由・未支給理由・証書の有無・住所コード・住なり日・世帯番号・非課税コード・非該当事項・進達区分・処理件名・整理番号・審査結果・受領日・交付日・備考・給付種別・裁定結果・変更理由・保留区分・受給権発生年月日・次回提出年月・診断書区分・有期区分・死亡年月日・個人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出・申請受付の際には内容及び届出者・申請者の本人確認書類による確認を徹底し、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・庁内システムにおける各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置) ・システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、ユーザによる利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	
(入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置) ・届出及び申請については、世帯主又は世帯員によることとしており、届出人・申請者についての本人確認を行う。他の者による届出・申請については委任状を要する。 ・届出人・申請者の個人番号カード、通知カード又は本人確認書類の提示による本人確認を徹底する。	
(入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置) ・個人情報を含む書類の保管場所については、施錠を徹底する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務から国民年金に関する情報等の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、ユーザが年金システム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・離席の際のログオフの徹底により、担当以外が不正に利用できないように対策している
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務を行うにあたり、ユーザーの担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている ・職員が退職や別部署へ異動して利用権限がなくなる場合には、権限を失効させる手続きをその都度行っている
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク
 ・サーバ・端末へのログインは認証により制限している。
 ・サーバ・端末へのログインの上に、データを管理するデータベース管理システムにもログイン認証しなければ、データのアクセスはできない。
 また、データベース管理システムへログインするユーザにも権限設定しており、データアクセスの制限を行っている。
 ・コンピュータ室からの外部メディアの持出・持込について制限・管理を行っている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
-----------------------------	-----------	-------------------	-----------

規定の内容	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・個人情報の保護に関する法律及び東大阪市情報セキュリティポリシー等の遵守 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報に関する守秘義務 ・再委託の禁止又は制限 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄		
-------	---	--	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない	4) 再委託していない
-----------------------------	--------------	--------------------------	-------------	--------------	-------------

具体的な方法	・原則として再委託を禁止している ・再委託の際には、委託先と同様の措置を義務付けている				
--------	--	--	--	--	--

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------	----------	--------------

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供・移転については、番号法及び条例により利用が認められているものに限定する。 ・庁内連携システムによる情報の提供・移転は、移転先から移転元に対し、データの内部利用に係る伺いを書面により行い、データ移転元が承認したもののみを移転することとしている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・電子記憶媒体へのデータ書き出しについては、作業できる端末を特定し、管理者のもとで実施するとともに、アクセス記録をログとして保管している。 ・ログファイルを定期的に検査し、不正な利用が行われていないか監査を行うことで抑止を図る。 		

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(物理的対策)
 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
 ・日本国内でデータを保管している。

(技術的対策)
 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。
 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

8. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input checked="" type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	-------------------------------	--

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・庁内においては新採用職員研修、全庁職員への情報セキュリティ研修を実施し、職員への周知・啓発を図っている。 ・違反行為を行った場合は懲戒の対象となりうることを周知している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課 06-4309-3123
②請求方法	指定様式を定め書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市民生活部国民年金課 06-4309-3165
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年8月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月1日	II-7(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	右記を追加	産前産後免除期間・開始月・終了月・単胎多胎区分・出産(予定)年月日	事後	国民年金法の一部を改正する法律の規定の施行に伴う追加。
令和1年12月1日	III-7特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及び	端末のハードディスクに情報を保存できない仕組みを採用している。	削除	事後	他市でのリスク対策状況を鑑み、特定個人情報評価書の該
令和2年8月1日	II-5⑥提供方法	その他を追加	その他(国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を経由して行う)	事後	
令和3年9月1日	I-5-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号利用法の改正による号繰り下げのため
令和7年1月30日	I-2-システム2	中間サーバー	中間サーバーを削除しシステム3を繰上	事後	
令和7年1月30日	I-4 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい	番号法第9条第1項 別表の46、116、128項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命	事後	
令和7年1月30日	I-5-① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和7年1月30日	I-5-② 法令上の根拠	番号法 第19条第8号 (別表第2における情報提供の根拠)		事後	
令和7年1月30日	II-3-② 入手方法	[○]情報提供ネットワークシステム	[]情報提供ネットワークシステム	事後	
令和7年1月30日	III-4 規定の内容	・東大阪市個人情報保護条例及び東大阪市情報セキュリティポリシーの遵守	・個人情報の保護に関する法律及び東大阪市情報セキュリティポリシー等の遵守	事後	
令和7年1月30日	III-6 情報ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和7年7月1日	II-6 特定個人情報の保管・消去	<p>・権限が無ければ入れない部屋(サーバー室)に設置したサーバーにデータを保管している。 サーバー室への入室権限を持つものを限定し、入退室カードによる認証方式で権限を持たない者の入退室を制限している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	

<p>令和7年7月1日</p>	<p>Ⅲ-7</p>	<p>○物理的対策 ・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・サーバ室への入室にはセキュリティドアによる認証を行っている。</p>	<p>(物理的対策) <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録 されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p>	<p>事後</p>	
-----------------	------------	---	---	-----------	--

<p>令和7年7月1日</p>	<p>Ⅲ-7</p>	<p>○技術的対策 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・USBメモリ等記録媒体を接続できないような仕組みを採用し、特定の端末において認証した記録媒体しか接続できないようにしている。</p>	<p>(技術的対策)＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	<p>事後</p>	
-----------------	------------	---	---	-----------	--

令和7年7月1日	Ⅲ-9	<p>・庁内においては新採用職員研修、全庁職員への情報セキュリティ研修を実施し、職員への周知・啓発を図っている。</p> <p>・違反行為を行った場合は懲戒の対象となりうることを周知している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>・庁内においては新採用職員研修、全庁職員への情報セキュリティ研修を実施し、職員への周知・啓発を図っている。</p> <p>・違反行為を行った場合は懲戒の対象となりうることを周知している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	
令和7年7月1日	Ⅲ-10	—	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	事後	